

専門知の復権と学者の職業倫理

Public Confidence in Academic Knowledge and Code of Ethics for Scholars

黒川 行治 (慶應義塾大学 教授)
Yukiharu Kurokawa, Keio University

1. 学者の役割と専門知への懐疑

学問は文明の一部として過去から現在、未来へと受け継がれていくものであり、学者の使命は、それぞれの専門分野について、先達の知的財産を受け継ぎ、到達点を見定め、その到達点をさらに伸ばすことに知的努力を捧げ、そして後進の学者が受け継ぐ時まで保持し続けることである。世俗的人間社会と一線を画し、学問の世界のなかでこのような学者としての役割を果たすのも悪くはない。しかし、専門が社会科学の領域の場合には、人間社会に存在する諸課題を構成する複雑な利害関係の解明と利害関係者間における資源の分配決定について、専門家としての意見が求められ審議に参画することも多くあるので、世俗的人間社会に身を置いた政策論も研究領域に加わってくる。

しばしば、このような政策論に軸足を置く学者は、資源の分配に直接関わる利害関係者、新たな政策から最大の影響を受けると予想される関係者に「捕囚」されているのではないかと疑われることから、「御用学者」という造語も生まれ呼ばれることも多い。他方、政策を審議する場での専門家の知見が一般社会の常識といささかかけ離れ、専門家集団内部でしか理解できない概念、モデルを用いた結論も散見された。人間社会の実態の認識の欠如、利害対立の実相の無理解とも思われる知見の開陳は、専門知への懐疑を生じさせ、人間社会の諸課題の解決には一般知(一般市民の参加)

も必要と見做されるに至った。

どうして、専門知への疑問が生じうるのであろうか。本稿の目的は、社会科学の研究者のあり方を少しく省みて、これまで以上に人間社会に存在する諸課題の解決に専門知が貢献できないものを考察することにある¹⁾。

2. 学者としての職業倫理

学者としての職業倫理を、まずもって確認しておこう。専門職(米国公認会計士協会その他)の職業倫理を参考にしながら、試案を提示しようと思う²⁾。

学者である前に社会人としての道徳、すなわち、正直であり、誠実であることは必要条件である。それに加えて、研究過程における正確さが求められるので、注意深い性格も必要条件となる。さらに、研究は高貴な行為であって、それに身を投じる者は個人的な利益を犠牲にしても、その高貴な行為への確固たる献身をする覚悟が求められる³⁾。

具体的な行動規範は以下ようになる。

- ① 研究においては、注意義務、すなわち、専門研究者としての技術的および倫理的基準を遵守し、能力の向上と知識の蓄積に継続的努力を払い、自己の能力の限りを尽くす努力を行なうべきである。
- ② 公益を尊重し、公益につながると思われる方

法で活動する義務を負う。専門職業への献身をはっきりと表明し、社会からの信頼を維持拡大するために、最高度の誠実さをもって学者としての責任のすべてを遂行しなければならない

- ③ 独立性、すなわち、学識専門家としての責任を果たす場合には、利害対立から自由であるべきである。審議会等の委員として、あるいは為政者から意見を求められ、政策判断に関与する機会に携わっている学者は、利害関係から独立しているべきである⁴⁾。

若干重複しているようにも思えるが、学者としての行動規範を3つ程列挙してみた。研究過程とくに実証研究過程における客観的な（恣意的でない）データ処理、論文作成における適切な引用等は、学者としての職業倫理の結果であり、また、政策判断における利害関係者からの独立性は、捕囚を疑われないための行動規範である。このような学者の職業倫理を提案することには理由がある。そこで、研究過程における倫理問題が生じる原因が何であるのかについて検討することから始めよう。

3. なぜ、研究過程で倫理問題が発生するのか⁵⁾

第1に、「私利私欲」すなわち自分の利益のために研究するという目的設定が挙げられる。もちろん、人間であるので名誉欲は当然ある。名誉のために研究すること自体、努力を継続するインセンティブとして必要なことである。しかし、ここで言及しているのは、名誉を得ること自体が目的化することを問題にしている。名誉欲は動機付けの一要因であって、研究の目的は真理の追求と、それが解明されることで最も恵まれない人々が救われるような人間社会の制度（政策）を工夫する

ためである。つまり、研究は私利私欲のためではなく、利他的（社会的）な行為なのである。

第2に、研究成果をめぐる競争がある。競争状態そのものは、研究遂行上の工夫や、ライバルを超える仕事への没頭という点で、やはり研究を推進する要因になる。問題は、「何としても相手に勝ちたいという意欲が、何をしても相手を打ち負かすのだという行為に転換する」危険なのである。競争原理による研究費の配分制度が導入されている場合に、陥る危険が増すと思われる。

第3に、研究室単位など組織単位で共同研究をしている場合に、組織の長や指導教授等の権力をもっている者が権威主義的な態度をとることである。共同研究のゴールは、研究課題の解決に向かって、構成員の個々の目標・努力が一致することで成し遂げられる。権威主義的な風土が蔓延すると、部下が上司に向かって提言することができなくなり、研究途上における誤りが放置されることになる。部下は自分自身の分担箇所での誤りや滞りを上司に報告することに躊躇し、共同研究成果全体の信頼性にも疑義が生じる自体を招く危険がある。

次に学者個人の価値観・精神性と研究課題の選択の問題を考えてみよう。

4. 学者個人の価値観と研究の目的⁶⁾

どのような人生を歩んでいこうかという個人の信念、すなわち、学者個人の価値観や精神性は、研究課題の設定や研究過程における推論、モデルの設計、データの収集方法、そして結論の導出に少なからず影響を及ぼす。学者に限ったことではなく、人生を歩む個々の人間として、どれだけ成熟しているのかが問われるのである。

第1に、罰を逃避すること、権力に服従することを行為規範とする段階がある。母親に対する幼

見の態度を思い浮かべよう。この行為規範に従う学者あるいは教育者を兼ねた教授は最も尊敬されない。

第2に、個人的な金銭報酬の探索のために研究活動をすることが挙げられる。自己の株式投資収益のために、実証会計の研究に打ち込むことも例示される。もっとも、自己の利益を追求することは、研究遂行の有力なインセンティブになるので、自己の利益追求を最終の目的にしないことが大切である。

第3に、学者仲間からの承認、学会における高い地位、所属機関の上司や同僚からの承認を得ることに価値において研究活動をすることが挙げられる。ライバルたちからの査読に合格し、ジャーナルに掲載されるために研究すること、所属大学等で助教から准教授へ、准教授から教授への昇進のために研究成果をあげることに、より好ましい大学等への移動を目的として研究をすることが例示できる。

第4に、学界の領域を超え、人間社会を構成する慣習や法律・経済等の社会制度への関心から、社会に存在する課題や矛盾を是正したいという強い意志が研究課題の選択と研究活動を推進する場合である。このような公共性に目覚めた（啓発された）学者は、もはや「象牙の塔」に閉じこもっていることができなくなるものだ。

第5に、（私の）理想とする学者像を挙げたい。正義や公正といった哲学上（道徳）の基本原則の素養をもち、さらに影響を受けるすべての利害関係者を思いやる慈しみや人間の本質を少しでも理解しての受容（許容）という精神性を持っていること。研究遂行上、他者（研究対象の場合もある）の基本的人権を当然ながら重視しつつ、しかしながら、普遍的原則を重視した推論により結論を得る（意思決定する）こと。このような価値観や精神性をもって、社会的な研究課題の設定と問題解

決のために研究を遂行することである⁷⁾。

5. 企業行動に関連した研究課題設定の例示

公益を重視する価値観に基づく研究課題はどのようなものがあるのか。「社会企業」の行動を例にしながら、具体例を列挙することにしよう⁸⁾。実証会計学における研究テーマが、資本（株式）市場と財務データとのなんらかの関連性に焦点を当てることが多いと思うので、少しく、会計学者の課題設定を広範囲なものにしたいという意図をもっての例示である。社会企業とは、倫理的態度で取引活動を行うように努め、すべてのステイクホルダーの要求にバランスをとるように注意を払い、他方において、環境を保護するよう努力するような行動指針をもった企業をいう。したがって、企業の経営行動の構成要素を分解してみれば、社会的研究課題が浮かび上がってくる。

（1）企業の目標と経営者のガバナンス

- ・高邁な経営目的と行動基準を有し、それをどのような手段（例えば社是・社訓等）を通じて、経営者および従業員に対し周知徹底しているのか。
- ・公正で誠実な経営慣行を行なうことを、外部のステイクホルダーに対し宣言しているのか。
- ・不祥事が生じた場合に備え、どのような即応原則を確立しているのか。
- ・経営者と取締役レベルでの倫理的監視を行う制度は何か。

（2）ステイクホルダーやコミュニティの重視

- ・すべてのステイクホルダーとの誠実な対話に努めているのか。
- ・コミュニティ活動に参加し、企業が立地するコミュニティへ投資することはあるのか。
- ・コミュニティ（地方政府や地域の他の企業や金

融機関を含む)も出資者となっているか(いわゆる「顔の見える株主」が存在するか)。

(3) 消費者に対する責任

- ・品質のよい製品とサービスを提供するために、研究活動に注力しているか。
- ・不良品が発生した場合、迅速にその情報を社会に公表しているか。
- ・真実で役立つ情報を提供し、効能(品質)に対する過大な期待を惹起するような広告宣伝をしていないか。

(4) 従業員に対する「人間的尊厳」の重視

- ・家族的で友好的な職場環境を提供しているのか(パワー・ハラスメントの実態はないのか)。
- ・責任のある人的資源管理に努めているか(従業員規則の設定と長時間労働などを強制していないか)。
- ・従業員は公正な報酬を受け取っているのか(サービス残業や同質の仕事でありながら非正規労働者化によって人件費を不当に抑えていないか)。
- ・従業員の人間的成長を促進し、能力開発に投資しているか(人間的尊厳を無視し、従業員を使い捨てにしていないか)。

(5) 投資家に対する責任

- ・投資に対するリターンを提供するために、競争的収益を獲得する努力をしているのか。
- ・資金提供者としての投資家を利用して、不当な資金を得ていないか(例えば、IPOとMBOを通じて経営者一族が株式市場から個人的な利益を得ていないか)。

(6) 供給業者(取引先)との公正な取引

- ・供給業者と不公正な取引を行っていないか(下請け企業に対して不当な取引条件を提示していないか)。
- ・銀行業の場合、与信判断において経済性と社会性のバランスをとっているか(不当な貸し渋り

や貸し剥がし行為をしていないか)。

(7) 環境への配慮

- ・環境への配慮と持続的な開発に向けたコミットメントを明示しているか。
- ・地球に対する環境負荷物質の排出低減の技術を重視し、着実に具体的成果を実現させているのか。

6. ディスクロージャーを研究対象とする学者の使命

学会の役割は、報告機会の提供と専門誌の発刊により、①知的財産を継承し、②異論を討議する場を提供し、③討議に基づく合意形成あるいは異論を互いに評価し合うことで、専門分野固有の研究方法論・アプローチの確立、研究対象の解明・明確化を図ることである。「日本ディスクロージャー研究会」も、当然にそのような役割を意識して運営されている。

さらに、本学会は、研究対象領域が、人間社会の其処此処に存在する情報の流通の実態とその影響・効果というディスクロージャーに関連する諸課題であることから、人間社会に存在する諸課題の解決に少しでも貢献するという役割を重視しなければならないと思うのである。「5. 企業行動に関連した研究課題設定の例示」についてみれば、それらの諸課題における利害関係の解明とディスクロージャー(制度・基準・内容)の実態、関連するステイクホルダーの利害関係へのディスクロージャーの影響、そして、ステイクホルダーによるディスクロージャーの改変への働きかけ等を研究することが求められている。

上記の諸課題の中には、それを解明するために現場でのインタビューやアンケート調査を通じたデータの作成と整備から始めなければならないものもある。それこそが専門知の核心の一つ、専門

家としての腕の見せ所ではないかと思う。実態を正確に描写するデータの創出なくして実態の解明はできない。現場の暗黙知を明示化することは専門研究者でしか成し得ないことであり、学者の役割の一つなのである。

すでに出来上がったデータ・ベースを使用しての実証研究は、ないとはいえないが独創性を発揮する場面が限られるし、専門家集団の中に常識化しつつある知見の見直しを迫る革新的な研究成果を得る機会は少なくなる。専門分野の近い学者仲間からの評価を得ることを研究目的とすること、自己の昇進などの業績の蓄積のために研究活動をしようとする、仮説が統計的に検証される可能性の高そうな研究課題を選択したくなる。意図した研究結果が実現するの否かに関する「研究業績の発現性」のリスクを侵さなければ、科学の進展に貢献するような革新的研究成果が生まれる可能性は小さい。

研究は高貴な行為であるとの自負心を持って、それに身を捧げたい。本学会に蓄積された専門知が社会に向かって発信され、より善い人間社会の実現に大きく貢献する日が訪れることを楽しみにしている。

《注》

- 1) 本稿の基本的主題、すなわち「学者の社会的責任、学者と市民との間のコミュニケーション・ギャップ」の問題は、10年余の前に藤田裕子博士によって詳細に検討されており、ジャーナル共同体の閉鎖性が指摘されている。「専門知」という用語も、藤田博士の著書名にあるものである。本稿の特徴は、この主題に対して個人の価値観（精神性）と専門的職業倫理の観点から考察していること、および、企業のディスクロージャーを研究対象にする社会科学の一分野を念頭に推量していることである。（藤田裕子著（2003）『専門知と公共性』、東京大学出版会。）
- 2) J・E・ポスト／A・ローレンス／J・ウェーバー著、松野弘／小阪隆秀／谷本寛治監訳（2012）『企業と社会—企業戦略・公共政策・倫理—』（上）、116-121頁を参照。
- 3) アーレントは、人間の条件の基本的要素である「活動力」を、「労働」、「仕事」、「活動」、「思考」の4つに分類している。

研究活動の成果は、「仕事」の結果であろう。「労働」が消費と結びつき、人間の肉体的生命の維持に専心する活動力であるのに対し、「仕事」は人間の個体の生命を超えて存続する人間の工作物全体＝「世界」を作り出すからである。（ハンナ・アーレント著、志水速雄訳（1994）『人間の条件』および同書の「訳者解説」を参照。）

このような意味から、研究活動を高貴な行為と記述した。なお、研究が「思考」の産物であることは論を俟たない。また、「労働」の価値を貶めていると考えないで欲しい。「労働」は人間が生存するための必要条件であり、それなくして「仕事」に没頭することはできない。本来、「仕事」の次元であるべき研究を、「労働」の次元で理解するべきではないということを用意している。

- 4) アーレントによれば、「活動」は、「公的領域」における「演技」である。人々は、公的領域における「言論」と「活動」によって自分の卓越を示す。公的領域においてこそ、人々は自分が何者であるのかの正体を暴露するというのだ。（ハンナ・アーレント著、志水速雄訳（1994）『人間の条件』および同書の「訳者解説」を参照。）
- 5) J・E・ポスト／A・ローレンス／J・ウェーバー著、松野弘／小阪隆秀／谷本寛治監訳（2012）の121-125頁を参考に推量している。
- 6) 同上書の142-147頁を参考に推量している。
- 7) ここで言及した「普遍的原則を重視した推論により結論を得る（意思決定すること）」とは、カントの「定言命法」を念頭においた記述である。

「ある種の行動によって達成されるなにか別の意図を条件として根底に据えることなく、この行動を〔それだけとして〕直接に命じる命法がある。この命法は、定言的である。定言命法は、行為の実質や行為から結果する事柄にはかわりをもたず、〔行為の〕形式と、行為そのものを生む原理とにかかわるのであり、行為の本質的＝善は心術のうちにあって、結果はどうであろうと構わない。この命法は、「道徳性の命法」と呼んでよい。」（I・カント著、宇都宮芳明訳・注解（2010）『道徳形而上学の基礎づけ』以文社、58項。）

なお、拙稿（黒川行治（2014）「納税行為の意義—わが国の財務状況と消費税改定をどのように理解すべきか—」『産業経理』第74巻1号、4-15頁）において、「定言命法」や、自由を尊重しつつも平等主義的なロールズの「格差原理」などについて紹介し、それらと公共政策との関係を論じているので、私自身の浅薄非才をお許しいただいた上で、参照していただければ幸いである。

- 8) J・E・ポスト／A・ローレンス／J・ウェーバー著、松野弘／小阪隆秀／谷本寛治監訳（2012）の88-90頁を参考に推量している。